

# 「妙高版生涯活躍のまち」基本計画



新潟県 妙高市

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1、国の「生涯活躍のまち」構想について             | 1  |
| （1）「生涯活躍のまち」構想に関する国の動き          | 1  |
| （2）「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプト          | 2  |
| （3）「生涯活躍のまち」構想の具体像              | 3  |
| 2、「妙高版生涯活躍のまち」に取り組む背景と意義について    | 4  |
| （1）本市の人口の推移と将来推計                | 4  |
| （2）本市のまちづくりの方向性                 | 4  |
| （3）「妙高版生涯活躍のまち」に取り組む意義          | 5  |
| 3、「妙高版生涯活躍のまち」の方向性について          | 6  |
| （1）本市の強み                        | 6  |
| （2）「妙高版生涯活躍のまち」の基本コンセプト         | 8  |
| 4、「妙高版生涯活躍のまち」の具体像について          | 9  |
| （1）「妙高版生涯活躍のまち」に求められる要件（共通必須項目） | 9  |
| （2）「妙高版生涯活躍のまち」に求められる要件（選択項目）   | 11 |
| （3）立地想定場所と整備の方向性                | 13 |
| 5、「妙高版生涯活躍のまち」の事業の推進に向けて        | 15 |
| （1）事業推進体制                       | 15 |
| （2）関係計画との整合                     | 15 |
| （3）計画実現に向けた取り組みの方向性             | 15 |
| （4）計画実現に向けた段階的な市の支援策            | 15 |
| （5）計画実現に向けた関連する市の支援策            | 16 |
| （6）今後の取り組み内容                    | 16 |
| 6、今後のスケジュール                     | 17 |
| 7、参考資料（計画実現に向けた市の支援策）           | 18 |

# 1 国の「生涯活躍のまち」構想について

## (1) 「生涯活躍のまち」構想に関する国の動き

国では、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した地方創生の観点から、地方移住を推進するため「生涯活躍のまち」構想を策定した。

「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じ地方などに移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けられることができるような地域づくり」を目指すものであり、その意義としては、「中高年齢者の希望の実現」、「地方へのひとの流れの推進」、「東京圏の高齢化問題への対応」の3つの点が挙げられる。

### ①中高年齢者の希望の実現

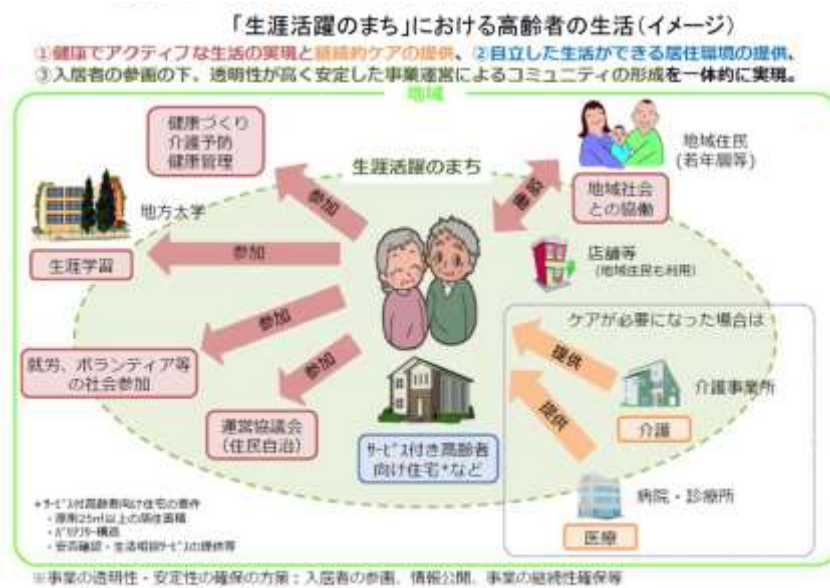
中高年齢者においては、高齢期を「第二の人生」と位置づけ、それぞれの人生のライフステージに応じた新たな暮らし方や住み方を求めて都会から地方へ移住し、これまでと同様、あるいは、これまで以上に健康でアクティブな生活を送りたいという希望が強い。こうした大都市の中高齢者の希望を実現し、新しい生活をつくり、健康寿命を延ばし、人生を充実したものにするための機会を提供する取り組みとして、大きな意義がある。

### ②地方へのひとの流れの推進

「生涯活躍のまち」構想は、移住した中高年齢者が地方で積極的に就労等の社会活動に参画することにより、地方の活性化にも資することを目指している。また、地方には長年にわたって医療・介護サービスを整備してきた地域が多く存在しており、こうした地域では、人口減少が進む中で、中高年齢者の移住により医療・介護サービスの活用や雇用の維持が図られる点で大きな意義がある。

### ③東京圏の高齢化問題への対応

「生涯活躍のまち」構想は、地方移住を希望する東京圏の中高齢者に対して、地方で必要な医療・介護サービスを利用するという選択肢を提供する点で、東京圏の高齢化問題への対応方策として意義がある。



「生涯活躍のまち」構想に関する手引き

## (2) 「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプト

### ① 「生涯活躍のまち」と従来の高齢者施設との違い

「生涯活躍のまち」構想は、単に中高年齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりを行うものである。

#### 「生涯活躍のまち」と従来の高齢者施設との違い

| 「生涯活躍のまち」構想                          |        | 従来の高齢者施設               |
|--------------------------------------|--------|------------------------|
| 健康時から選択                              | 住居の契機  | 主として要介護状態になってから選択      |
| 仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加<br>(支え手としての役割) | 高齢者の生活 | 高齢者はサービスの受け手           |
| 地域に溶け込んで、<br>多世代と共同                  | 地域との関係 | 住居内で完結し、<br>地域との交流が少ない |

### ② 地域包括ケアシステムとの連携

国は、高齢者が重度な要介護状態になっても、人生の最終段階まで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指している。

「生涯活躍のまち」構想は、この地域包括ケアシステムの考え方を踏まえながら、受け入れ側の地方自治体において「生涯活躍のまち」構想と地域包括ケアシステムに向けた施策が連携して展開されることにより、地方移住した中高年齢者と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供され、それにより地域社会との交流が一層高まり、相互に刺激を与え合うことで協働する環境を形成していくことが期待できる。

### ③ 地方移住した中高年齢者に求められる基本理念への理解

「生涯活躍のまち」への移住を希望する中高年齢者は、「生涯活躍のまち」構想の基本理念を十分理解することが求められる。

したがって、移住希望者に対して、今後生活することとなるコミュニティに関する意見交換や検討の場に積極的に参画する機会や、実際にその地域で短期的に生活する「お試し居住」などの機会の提供を通じて、移住意思を丁寧に確認するプロセスが重要となる。

### ④ 7つの基本コンセプト

- ・ 東京圏をはじめ地域の中高年齢者の希望に応じた地方などへの移住の支援
- ・ 「健康でアクティブな生活」の実現
- ・ 地域社会（多世代）との協働
- ・ 「継続的なケア」の確保
- ・ IT活用などによる効率的なサービス提供
- ・ 入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営
- ・ 構想の実現に向けた多様な支援

(3) 「生涯活躍のまち」構想の具体像

「生涯活躍のまち」構想の具体像については、「入居者」・「立地・居住環境」・「サービスの提供」・「事業運営」の観点から整理されている。

また、構想に求められる要件としては、入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に左右されない「共通必須項目」と、地域の特性や希望する地域づくりに沿った「選択項目」に区分される。

■国の「生涯活躍のまち」構想の共通必須項目一覧

◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」

**I.入居者**

- ① **入居希望の意思確認** → 構想の基本理念を理解し、入居意思が明確な者とする必要がある。意思確認のための丁寧なプロセス（事前相談・意見聴取、お試し居住など）を用意
- ② **入居者の健康状態** → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない
- ③ **入居者の年齢** → 早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とした幅広い年齢構成とすることが望ましい

**II.立地・居住環境**

- ① **地域社会（多世代）交流・協働** → 高齢者が地域社会に受け入れられ、多世代と交流・協働できる環境を整備
- ② **自立した生活ができる居住空間** → 共同生活と個人生活のバランスに配慮し、安心して自立した生活を送れる居住環境を提供
- ③ **生活全般のコーディネート（運営推進機能）** → 「地域交流拠点」を整備し、入居者の生活全般を支えるコーディネーターを配置

**III.サービスの提供**

- ① **移住希望者への支援** → マッチングやお試し居住などの支援
- ② **「健康でアクティブな生活」を支援するプログラムの提供**  
→ 個人のスキル活用やポテンシャル開拓の視点を踏まえた「目標志向型」の「生涯活躍プラン」の策定・「支援プログラム」の実施
- ③ **「継続的なケア」の提供** → 人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる体制を地域の医療機関等と連携して確保

**IV.事業運営**

- ① **入居者の事業への参画**    ② **事業運営やケア関係情報の公開**

資料：「生涯活躍のまち構想」

## 2 「妙高版生涯活躍のまち」に取り組む背景と意義について

### (1) 本市の人口の推移と将来推計

妙高市の人口の推移（5年ごとの推移）を見ると、1945年（昭和20年）の6万473人をピークに減少傾向となり、2015年（平成27年）には、3万3,199人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠の推計によると、2060年（平成72年）には1万4,619人まで減少すると予想されている。

また、高齢化率（65歳人口比率）については、統計データがある1955年（昭和30年）の5.9%から上昇傾向にあり、2015年（平成27年）には33.8%となっている。社人研準拠の推計によると、2060年（平成72年）には45.7%まで上昇すると予想されている。

このような人口減少と高齢化が進むことで、地域経済全体の縮小や地域社会の基盤の維持が困難となることなど、さまざまな影響が懸念されている。



（資料）【実績】総務省 国勢調査（1920年～2010年）【推計】国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計（～2060年）

資料：妙高人口ビジョン

### (2) 本市のまちづくりの方向性

#### ① 第2次妙高市総合計画（以下、「総合計画」という。）

総合計画（平成27年度～平成31年度）では、人と自然のつながりを大切に、全ての生命が安心して育むことができる「生命地域の創造」を基本理念とし、「人と自然にやさしい ふれあい交流都市～生命が輝く妙高～」を将来像としている。その将来像の実現に向けて、「人口減少対策の充実・強化」をはじめ、「新幹線・国立公園を活かした交流人口の拡大」や「総合健康都市 妙高の推進」など5つの重点プロジェクトを中心に、各種施策に取り組むこととしている。

定住人口については、社人研準拠の推計では2019年（平成31年）に3万1,301人に減少することが見込まれる中、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や若者の雇用対策、移住・定住策の促進などに重点的に取り組み、県の将来推計人口減少率と同程度のゆるやかな減少率（▲3.29%）に改善していくことを目指し、2019年度（平成31年度）における目標を3万2,000人としている。

②生命地域創造都市・妙高版総合戦略（以下、「総合戦略」という。）

総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）では、妙高人口ビジョンで示した、2060 年（平成 72 年）に 2 万人程度の人口を維持するという目標を踏まえ、「安定した雇用の創出」や「新しい人の流れをつくる」など 4 つの基本目標を掲げている。

「安定した雇用の創出」においては、企業誘致や地域産業の振興により雇用を生み出すほか、就労環境の充実などに取り組むこととしている。

「新しい人の流れをつくる」においては、国立公園など地域資源を活かした交流人口の拡大や移住・定住の促進などに取り組むこととしている。また、首都圏等の中高齢者の経験や人脈等を本市のまちづくりに活かし、地域づくりや地域経済の活性化につなげるため、これら都市住民等の新たな生活の場となる施設整備の検討を進めることとしている。

(3) 「妙高版生涯活躍のまち」に取り組む意義

国の「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする都市部の中高齢者が、希望に応じ地方に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものである。

一方、地方においては、元気な中高年齢者が希望に応じて移住し、役割や生きがいを持って健康寿命を延伸し、できる限り長く活躍できるコミュニティが実現されることで、地域の消費喚起や雇用の維持・創出、多世代との協働を通じた地域活性化などの効果が期待される。

そのため、本市にとっても、総合計画に掲げた定住人口の目標や、妙高人口ビジョンで示した目標の達成を目指し、総合計画の重点プロジェクトのひとつである「人口減少対策の充実・強化」、総合戦略の基本目標のひとつある「新しい人の流れをつくる」という観点から、「妙高版生涯活躍のまち」に取り組むことは有意義なものである。また、「生涯活躍のまち」をつくる取り組みをきっかけに、雇用の創出や地域経済の活性化のほか、地域の魅力や資源、マンパワーの掘り起こしなど、まちづくり全体への波及効果も期待される。

《友好都市を対象としたヘルスツアー》



森林セラピー体験



温泉ソムリエ講座

### 3 「妙高版生涯活躍のまち」の方向性について

#### (1) 本市の強み

「生涯活躍のまち」構想を実現するには、安定した生活基盤を構築するための働く場や、生きがいを持って社会の一員として活躍できる場を創出するとともに、できる限り長く元気で生活するための健康づくりの環境を整えることが重要である。

この点において、本市の強み（他地域と比較して優位性を発揮できる地域資源）を最大限に活かす必要がある。

#### ①インバウンド観光

本市は、「パウダースノー」や「ディープスノー」等の豊富な雪が観光地の魅力として受け入れられ、オーストラリアを中心とした外国人観光客を集客している。また、今後もロッテアライリゾートの開業などにより、アジア系の外国人観光客の増加が見込まれる中、ニーズを的確に把握し戦略的に誘客活動を推進することにより、更なる増加が期待できるため、インバウンド観光を推進することは、新たなビジネスチャンスや雇用の創出、所得の向上につながるものである。

#### ②クアオルト・健康・スポーツ

本市は、森林や温泉、郷土料理など、豊かな地域資源を活かした「健康保養プログラム」の提供や妙高型クアオルトの拠点となる温泉トレーニングプールを完備した妙高高原体育館を整備するなど、市民や観光客など誰もが健康になれるまちづくりを進めてきている。また、スポーツ大会や合宿の誘致など、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでいる。

今後も、豊かな地域資源を活かし、「総合健康都市 妙高」を目指した取り組みを推進することは、健康寿命の延伸につながるものであるとともに、「健康」、「スポーツ」を切り口とした交流人口の拡大や、地域経済の活性化が期待できるものである。

#### 《クアオルトの拠点となる妙高高原体育館》



温泉トレーニングプール

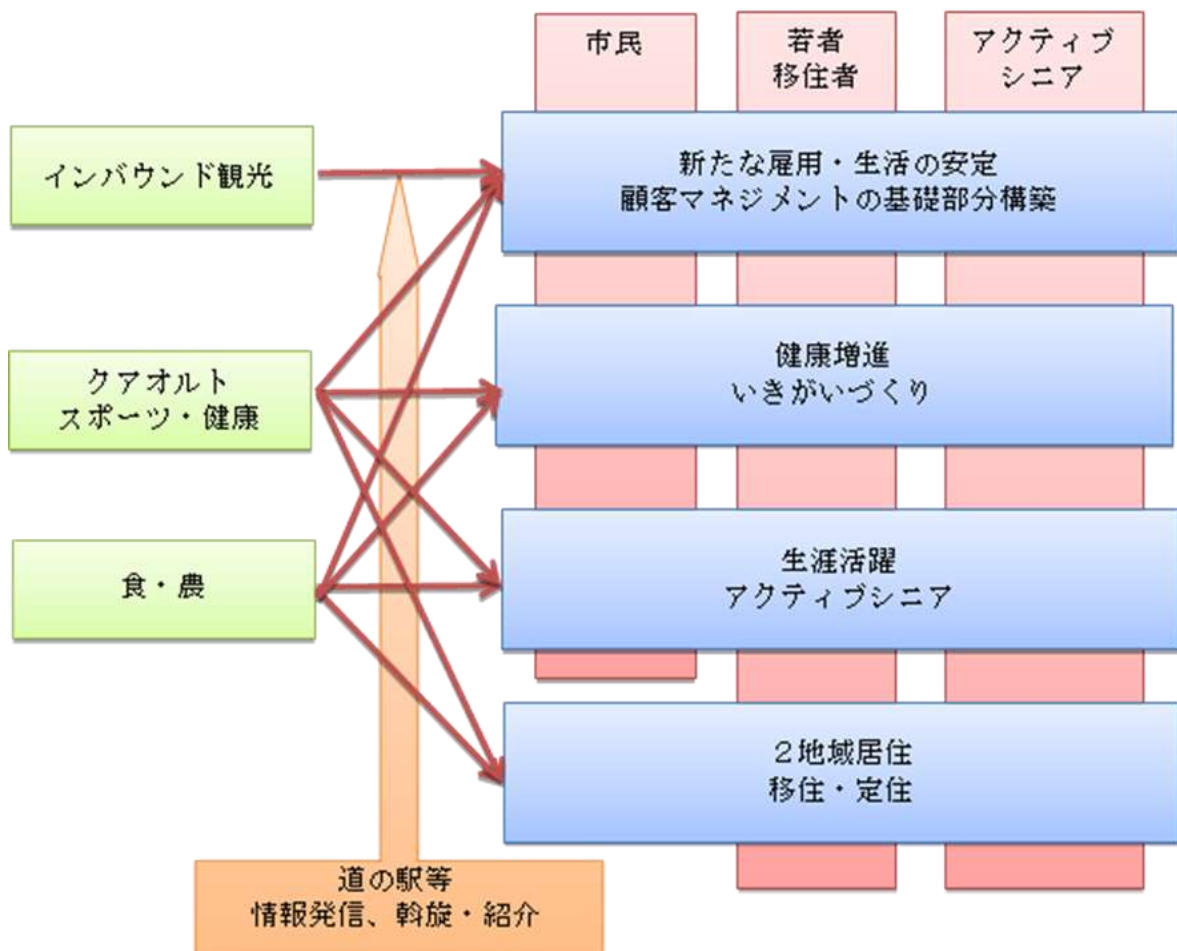


### ③食・農業

本市は、肥沃な大地と豊富な水を活かし、稲作を中心とした農業が盛んな地域であり、市内 2 か所の公設民営の農産物直売所の売上は増加傾向であり、地域の農業振興に寄与している。

また、市内外の学生を対象とした農業体験・郷土料理づくりなどの各種体験プログラムの利用者や、台湾などから受け入れを始めている農家民泊については、増加傾向であり、今後も需要の拡大が期待されている。

本市の食・農業は、積極的なグリーンツーリズムの推進により、雇用の創出や所得の向上、交流人口の拡大につながるものである。また、本市で育まれた安全・安心な食は、健康の源となるものである。



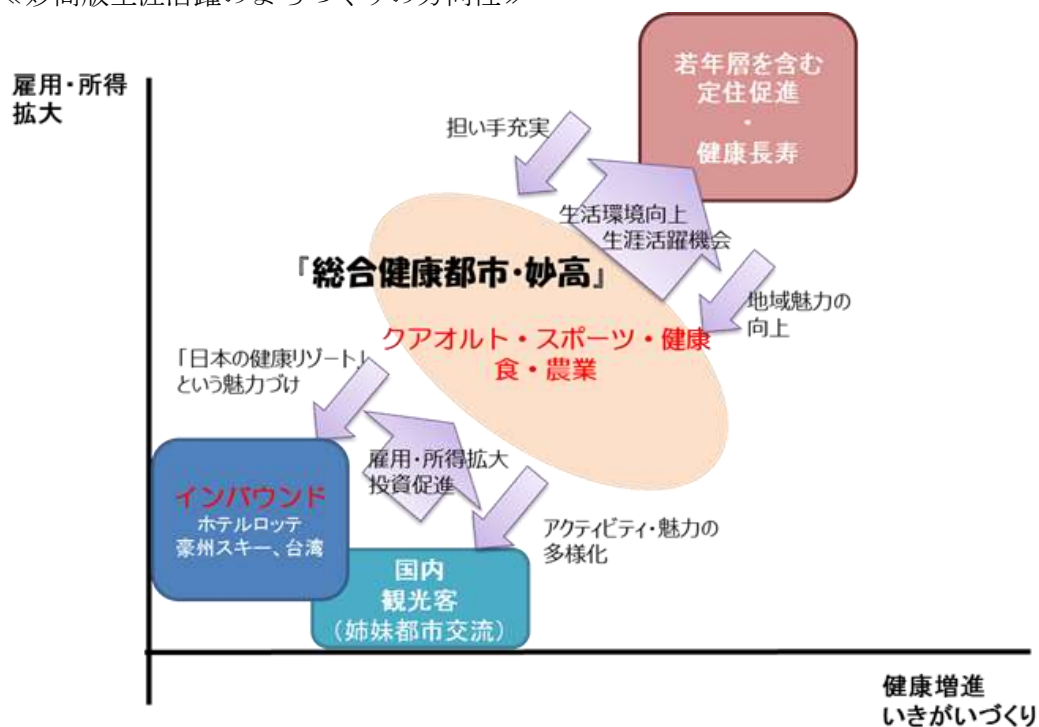
(2) 「妙高版生涯活躍のまち」の基本コンセプト

国の「生涯活躍のまち」構想は、元気な中高年齢者が役割や生きがいを持って健康寿命を延伸し、できる限り長く活躍できるまちづくりを目指すものであり、この点において、本市の総合計画の重点プロジェクトのひとつである「総合健康都市 妙高の推進」と共通するものである。

また、総合戦略において「総合健康都市妙高」の推進は、新しい人の流れをつくるための施策の基本的方向のひとつに位置づけられており、豊富な地域資源を活用し、市民や観光客など誰もが健康になれる「総合健康都市」を推進することとしている。

本市が推進している「総合健康都市 妙高」のもと、強みである「インバウンド観光」、「クアオルト・健康・スポーツ」、「食・農業」を活用して、雇用の創出や所得の拡大、地域活力の向上、健康増進、生きがいづくりなどを推進することで、移住・定住の促進を図り、「妙高版生涯活躍のまち」を実現していく。

《妙高版生涯活躍のまちづくりの方向性》



#### 4 「妙高版生涯活躍のまち」の具体像について

本市の「生涯活躍のまち」の具体像について、国の「生涯活躍のまち」構想に沿って「入居者」・「立地・居住環境」・「サービスの提供」・「事業運営」の4つの観点から整理する。

なお、各自治体における「生涯活躍のまち」の具体像は、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重しつつ、一定水準を確保する必要があるため、「入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目（共通必須項目）」と、「地方自治体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目（選択項目）」に区分して示すことが求められている。

##### (1) 「生涯活躍のまち」に求められる要件（共通必須項目）

国が掲げる「生涯活躍のまち」に関する事業の要件としては、構想の趣旨から一定水準を確保することが重要となるため、入居者の安心・安全の確保など地域の事情に関わりなく遵守しなければならない「共通必須項目」を踏まえて事業を実施することが求められている。これに対し、本市では次のような取り組みにより、「生涯活躍のまち」を推進していくこととする。

##### ① 入居者

国の「生涯活躍のまち」構想は、地方への移住などを希望する中高年齢者の選択肢の一つとして推進するものであり、健康な段階からの選択を基本とすることから、従来の高齢者施設等に入所するのではなく、「サービス付き高齢者向け住宅」などの住宅（空家等を活用した住居を含む）での生活が基本となる。

##### ア) 入居希望者の意思確認

- ・市外からの移住希望者を主な対象として、田舎暮らし体験ツアーやお試し居住ツアーなどを企画し、住みやすさを実感してもらいながら、二地域居住から移住・定住へと展開させていくよう各種支援を行う。

##### イ) 入居者の健康状態

- ・総合健康都市で掲げた様々な市民向けの健康プログラムに参加し、健康な段階から移住定住することを基本とする。このため、健康な段階から地域に溶け込み、健康で暮らしつつ、医療・介護ニーズが高まった後も、地域に住み続けられるよう計画的な支援を行う。

##### ウ) 入居者の年齢

- ・中高年齢期における早めの住み替えや、地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とする。なお、入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることがコミュニティの持続的安定性の点でも望ましいことから、比較的若い世代への情報発信や支援方策についても合わせて検討する。
- ・障がい者やニート、シングルファミリーなどの社会的に弱い立場にある世代に対しても、社会的包摂の視点により、支援方策を検討する。

##### 《サービス付高齢者住宅》



## ② 立地・居住環境

### ア) 地域社会（多世代）との交流・協働

- ・健康保養地プログラムなどの健康に関する活動や各地域における生涯学習活動への参加などにより、新たな入居者と地域住民の交流の拡大を図る。

### イ) 自立した生活ができる居住空間

- ・中高年齢者が健康な時から人生の最終段階まで、安心して自立した生活が送れるよう居住環境を提供するとともに、共同生活と個人生活のバランスが取れた生活環境を確保する。このため、「サービス付き高齢者向け住宅」などの住宅を基本としつつ、医療機関や介護事業者などと連携し地域全体で見守り等を行う環境を整備する。また、社会的に弱い立場にある入居者に対しても、社会的包摂の視点により、居住環境等の支援方策を検討する。

### ウ) 「運営推進機能」の整備

- ・対象地域の入居者の日常生活・ケア・地域交流など生活全般の管理・調整・プログラム開発を担う「運営推進機能」を支える専門の人材（コーディネーター）を配置する。

## ③ サービスの提供

### ア) 移住希望者に対する支援

- ・移住希望者に対する情報提供・事前相談・意見聴取・マッチングなどの支援やコミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する田舎暮らし体験ツアーやお試し居住ツアーなどの支援を行う。

### イ) 「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラム提供

- ・インバウンド観光、クアオルト・健康・スポーツ、食・農の各分野において、健康や生涯学習、農業をキーワードとした新たなプログラムの作成や各種の取り組みを行っており、こうした取り組みを、新たに移住定住を検討する移住希望者への支援サービスとして提供する。

### ウ) 継続的なケア

- ・医療・介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を地域の医療機関等と連携して確保する。介護状態になっても、地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とし、既存の市民向けサービスを含め支援の検討を進める。



## ④ 事業運営

### ア) 入居者の事業への参画

- ・入居する中高年齢者自身がコミュニティの形成・運営に参画するという視点に配慮した事業運営を行う。

### イ) 情報の公開

- ・充実した暮らしを過ごすため、受け入れる側の地域住民、新たに暮らし始める移住者、両者を仲介する事業者や行政、関係機関等が情報を共有し、合意形成のための連携を図る。

(2) 「妙高版生涯活躍のまち」に求められる要件（選択項目）

国が示す「生涯活躍のまち」に関する事業の要件については、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが重要であるため、本市が地域の特性や自らが希望する地域づくりに沿ったコンセプトや入居者にアピールしたい事項を踏まえて事業を実施することが求められている。

①入居者

ア) 入居者の住み替え形態

- ・入居者の中心を東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住者とする「広域移住型」と近隣地域からの転居者とする「近隣転居型」があるが、本市では、友好都市を中心として住民交流や健康ツアーなどの取り組みを進めてきたため、東京・大阪・名古屋の3大都市圏から移住者を確保する「広域移住型」を基本として推進する。

イ) 入居者の所得等

- ・一般的な退職者（厚生年金の標準的な年金額 21.8 万円の高齢者夫婦世帯）が入居できる費用モデルを基本としつつ、低所得者から富裕層を想定した多様なバリエーションも設定する。
- ・社会的に弱い立場にある入居者に対しても、社会的包摂の視点により、支援方策を検討する。

ウ) 入居者の属性

- ・ウインタースポーツ、登山、クアオルトなど、本市の魅力的な自然資源を訪れる観光客を入居者として想定するとともに、北陸新幹線の開業により、首都圏からのアクセスが強化され、首都圏と本市との二地域居住を実現することも可能になることから、そのための各種支援を行う。

②立地・居住環境

ア) 立地

- ・国の生涯活躍のまち構想では、立地のタイプとして、都市部の「まちなか」に設置するタイプと「田園地域」に設置するタイプを示しているが、本市では、若い世代から高齢者までが、それぞれの暮らし方や仕事の仕方、ライフスタイルに応じて、市域内の中からそれぞれの暮らしに適した場所を選べるものとする。

イ) 地域的広がり

- ・総合健康都市の考え方を基本に、各地域が有する地域資源や特徴を活かしながら、必要な機能を順次整備、充実させていき、都市等からの二地域居住や移住・定住者を受け入れ、地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用する「タウン型」を基本とする。

ウ) 地域資源の活用

- ・市内各地域に存在する空き家・空き地の有効活用、公共施設の再生などにより、本市の地域資源を有効に活用するものとする。

エ) 「地域包括ケアシステム」との連携

- ・市内各地で生涯活躍のまちを展開することにより、入居者など新たに移住・定住する人々と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供されるとともに、従来までの取り組みに加え、今後新たに策定される第7期妙高市高齢者福祉・介護保険事業計画等における施策の展開により、医療・福祉サービスの充実を図る。

### ③サービスの提供

#### ア) 住み替えサービス

- ・既存の空き家登録制度などの活用により、中高年齢者が現在の持ち家などの居住用資産を若年層などに売ったり貸したりするなど、資金化できるような各種支援策を検討する。

#### イ) 就労・社会参加支援サービス等

- ・増加傾向のインバウンド観光客等を対象として、様々なプログラムを創出し、市民・入居者の就労の機会として結び付けることで、所得の増加による暮らしの満足度の向上を図る。
- ・クアオルトや健康づくりにおける各種専門家やアウトドア、ウインタースポーツ関連の教育機関や各種スポーツメーカー等と連携し、各種プログラムの充実を図る。

#### ウ) 健康づくりサービス

- ・疾病・疾患予防を目的とした健康保養地プログラムや介護予防プログラム等の取り組みにより、友好都市住民を中心に積極的なアプローチを図る。
- ・スポーツ・アウトドアを楽しみに来た観光客に対しても、「健康ツアー」や「宿泊型新保健指導」などを提案することで、健康づくり活動に積極的に参画してもらい、市民だけでなく来訪者も健康づくりを効果的に実現することができる環境づくりを行う。

### ④事業運営

#### ア) 多様な主体による事業実施

- ・妙高版生涯活躍のまちは、市域全体で持続的なまちづくりを推進し、若者から高齢者までが安心して暮らせるまちを目指しているため、事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、各種プログラムを行うNPO、農業生産者組織など多様な事業主体が地域の実情を踏まえつつ、それぞれの強みを発揮したまちづくりを進める。

#### イ) 持続可能な事業運営

- ・持続的な事業運営を図るために、事業主体（民間企業、社会福祉法人等）が実施する事業の充実や入居者の安定的な確保、医療・介護サービスの提供、生涯学習や趣味等の各種サービスの提供等が必要となっており、安定的な収益を確保できるよう既存補助金の活用など、継続的な連携や各種支援を行う。
- ・官民協働・連携による着実な事業推進を図るため、他自治体で設置・検討されているまちづくり会社（第3セクター）の設立についても検討して行く。
- ・中高年齢者だけでなく、若者世代に対する移住・定住、子育て支援などについても、継続的なサービスを提供する。

#### ウ) コミュニティにおける適切な人口構成の維持

- ・多世代が交流しながら活気あるコミュニティを継続させるために、地域内の年齢構成が偏らないよう、事業主体が移住定住時に対象者を選定する工夫や、新たな入居者を継続的に確保できるよう地域の魅力を向上させる取り組みを進める。
- ・バランスのとれた人口構成を実現するため、例えば、移住希望者を同時期に入居させずに、時期をずらして入居を進めることや拠点的にエリアを整備する場合は、段階的に施設を整備するなどの工夫を図る。

(3) 立地想定場所と整備の方向性

①立地想定場所

市域全体を立地場所として想定しているが、特に、「総合健康都市 妙高」を基幹として、生涯活躍のまちづくりを実現するため、中高年齢者の自立した生活をサポートする機能と地域住民との交流・協働ができる環境として、4箇所を立地対象として推進する。

ア) 交通の利便性が高く、集客・情報発信に適した地区

【1】道の駅あらい周辺

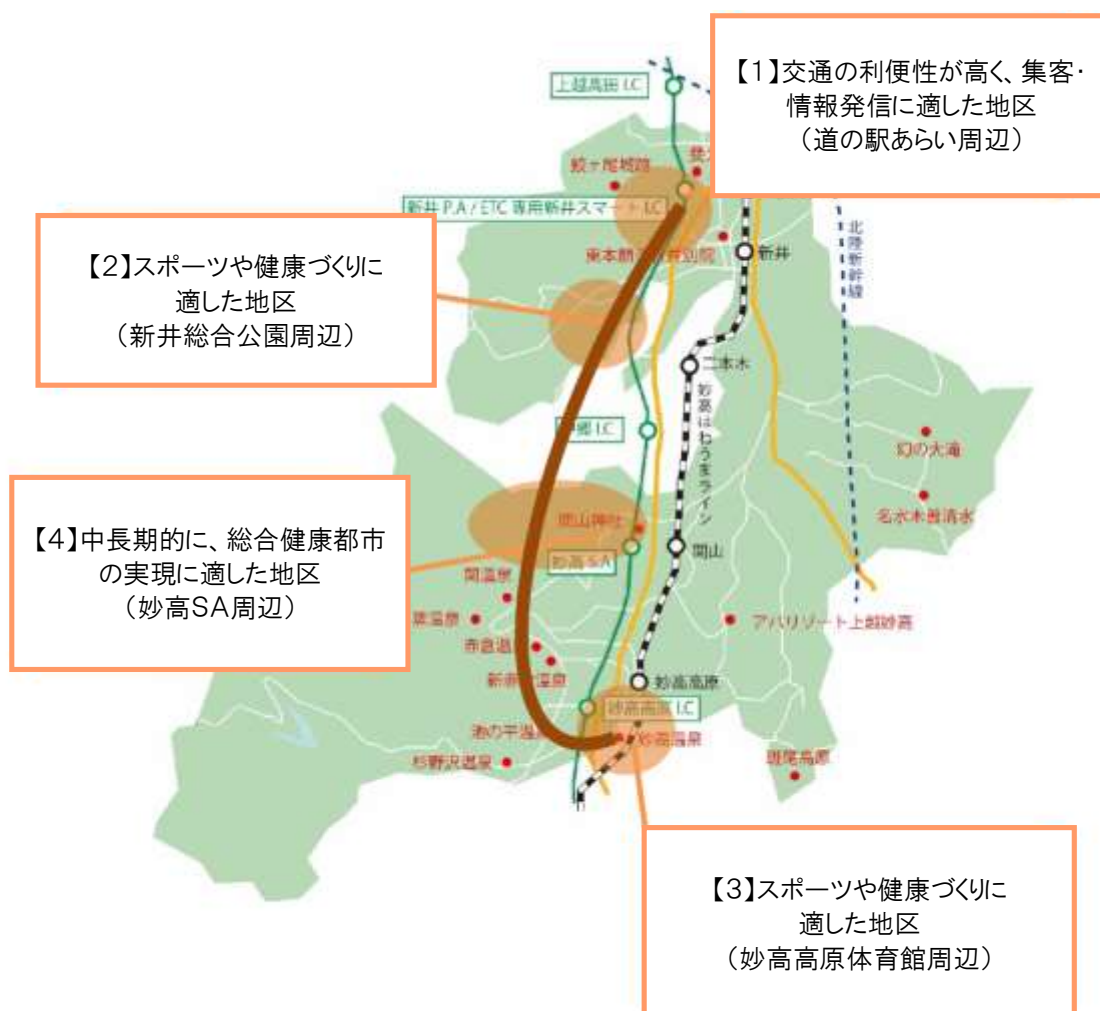
イ) スポーツや健康づくりに適した地区

【2】新井総合運動公園周辺、【3】妙高高原体育館周辺

ウ) 中長期的な視点から総合健康都市としての機能を集約し、都市部との二地域居住等を推進できる地区

【4】妙高SA周辺

【妙高版生涯活躍のまちの主要な立地想定場所】



## ②居住環境等の整備に向けた方向性

「総合健康都市 妙高」を基本とした「生涯活躍のまち」を実現するため、施設整備においては、健康な時から人生の最終段階まで安心して自立した生活が送れるような快適な居住環境を提供することとし、所得水準の入居者が利用できるようなニーズに合わせた施設整備や施設利用費（サービス費用含む）を幅広く設定する。

各種サービスの提供については、市域全体において、中高年齢者の自立した生活をサポートする機能の確保や若者世帯向けの自然体験、農業体験などの充実を図る。また、各施設においては、地域住民との交流・協働ができる環境を整備する。

| 想定される立地場所             | 【1】道の駅<br>あらい周辺 | 【2】新井総合<br>運動公園周辺 | 【3】妙高高<br>原体育館周辺 | 【4】妙高SA<br>周辺 | 【5】市域全体 |
|-----------------------|-----------------|-------------------|------------------|---------------|---------|
| コンセプト                 | 高利便性型           | スポーツ<br>健康型       | スポーツ<br>健康型      | 都市開発型         | 全パターン   |
| 施設の概要                 | 複合型居住           | 単独型居住             | 単独型居住            | 混在型           | —       |
| 想定される入居者              | 若者～シニア          | 若者～<br>アクティブシニア   | アクティブシニア         | 全パターン         | 全パターン   |
| 暮らし方・<br>収入・生き<br>がい  | 道の駅や<br>市内就業    | インストラクター<br>自然体験  | インストラクター<br>自然体験 | 市内就業<br>農業体験  | 全パターン   |
| 想定される<br>事業主体<br>(運営) | 民間              | 民間                | 民間               | 民間            | 市が調整    |

## ③事業手法の基本的な考え方

- ・国の「生涯活躍のまち」構想の内容を十分に理解し、その実現を目指す事業者を公募・選定するものとする。
- ・事業者の施設整備及び事業運営等に対しては、必要に応じて、本市が所有する遊休地や公共施設の有効活用のほか、国県制度を含め財政的支援を検討する。
- ・首都圏での移住定住イベントへの出展や多様なメディアを活用し、市の魅力等の積極的な広報活動を行い、移住定住者の確保に努める。
- ・官民協働・連携のための様々な仕組みを通じて、着実な事業推進を図る。

《道の駅あらい》



《妙高高原体育館》





## 5 「妙高版生涯活躍のまち」の事業推進について

### (1) 事業推進体制

妙高版生涯活躍のまちの実現を目指し、以下の体制により事業を推進する。

#### ①「推進協議会」による全体連携

- ・行政、大学、金融機関、介護事業者、社会福祉協議会、商工会議所（商工会）、医師会、自治会等の代表による「推進協議会」を立ち上げ、全体の連携促進や事業者から提出された事業計画の協議、事業運営、進捗管理等を行う。

#### ②庁内における各課横断的な事業推進

- ・健康・福祉・移住定住・生涯学習等を中心に、庁内の関係課により、事業推進に向けた協議・連携を図る。

### (2) 関連計画との整合

本計画の実施にあたっては、総合計画をはじめ、総合戦略、妙高市地域福祉計画、妙高市高齢者保健福祉・介護保険事業計画、すこやかライフプランなどの各種関連計画と調整を図りながら取り組むこととする。

### (3) 計画実現に向けた取り組みの方向性

計画の実現に向けて、まずは中高年齢者を中心とした移住者の誘致と、中高年齢者が活躍できる場づくりに優先的に取り組む。併せて、比較的若い世代についても移住定住に向けた情報発信などを行う。

その後、移住した中高年齢者が身体機能の衰退期を迎える時期に需要が見込まれる医療・介護に係るサービスを充実させていく。

### (4) 計画実現に向けた段階的な市の支援策

#### ①移住者の誘致【ステップ1】

- ・観光地魅力創造事業（妙高版DMOによる、四季を通じた観光誘客の推進）
- ・健康保養地づくり推進事業（妙高高原体育館を核としたヘルスツーリズムの推進）
- ・妙高ふるさと暮らし応援事業（空き家登録物件の確保・売買・賃貸、移住相談会の開催）
- ・都市と農村交流推進事業（都市住民の農業体験などの受入れ）
- ・住宅取得等支援事業（市民や移住者の住宅・土地取得や増改築に対する支援）
- ・UIターン促進住宅支援事業（市外からUIターン者に対する支援）

#### ②移住者への支援【ステップ2】

- ・就労支援事業（ジョブ・ウォッチング（企業見学）の開催、資格取得支援）
- ・担い手確保支援事業（新規就農者の確保・育成）
- ・農業機械・施設整備事業（新規就農などに必要な農業機械の導入などの支援）
- ・健康保養地づくり推進事業（健康保養地プログラムの実施）
- ・生涯学習推進事業（妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」の実施）
- ・生活困窮者自立支援事業（就労を目指す生活困窮者に対する支援）

#### ③地域包括ケアシステムとの連携支援【ステップ3】

- ・地域医療体制確保事業（市内病院の医師確保）
- ・地域支援事業（介護予防・日常生活支援や地域包括支援センターによる総合相談支援）
- ・地域安心ネットワーク推進事業（ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などが安全・安心な日常生活を営めるよう見守り体制の充実）
- ・介護給付事業（要介護認定者に対する各種介護サービスの提供）
- ・障がい者日常生活支援事業（障がい者の余暇活動・社会参加に向けた講座の開催）

(5) 計画実現に向けて関連する市の支援策

本市が現在取り組んでいる施策の連携・拡充を基本としつつ、必要に応じて新たな施策にも取り組むことで、市民も移住者も、個々の希望や能力、ライフスタイルなどに応じて活躍できる場をつくる。

なお、この活躍の場づくりにおいては、「観光」「健康・スポーツ・クアオルト」「食・農」を軸とした地域産業における雇用の確保や地域コミュニティなどとの協働が必要不可欠なことから、それらと調整・連携し推進するものとする。

①地域における活躍の場づくり

- ・企業立地促進事業（企業の新規立地・拡張などに対する支援）
- ・産業活性化資金融資事業（地方産業育成資金、産業振興資金などの貸付）
- ・六次産業化推進事業（市内農産物などを活かした特産品の開発）
- ・妙高型エコツーリズム推進事業（ツーリストサポーターの育成）
- ・インバウンド観光推進事業（インバウンド専門員の配置）
- ・「国立公園」観光バリューアップ事業（SEA TO SUMMITなどの開催）
- ・道の駅あらい整備事業（道の駅あらいの機能拡充）
- ・スポーツ等合宿の郷づくり事業（合宿誘致の拡大）
- ・いきいき市民活動推進事業（市民活動に対する支援）

②共生のまちづくりにおける活躍の場づくり

- ・協働型地域コミュニティ創出事業（町内会等の地域づくり活動に対する支援）
- ・地域づくり活動団体支援事業（地域づくり活動や人材育成などに対する支援）
- ・地域安心ネットワーク推進事業（高齢者などの見守り・支援）
- ・みんなで子育て応援事業（ファミリーサポート事業の実施、子育て広場の開設）

(6) 今後の取り組み内容

①基本計画の策定

- ・基本コンセプト及び具体像の設定
- ・求められる要件の整理（共通必須項目、選択項目）
- ・立地想定場所と整備の方向性
- ・事業の推進体制
- ・スケジュールの設定

②基本計画の推進

- ・「妙高版生涯活躍のまち」の普及啓発
- ・市民向け勉強会の開催
- ・庁内における情報共有・各種協議
- ・推進協議会の設置・運営

③地域ごとの事業計画の策定（事業者）

- ・事業主体の選定
- ・地元検討組織の立ち上げ
- ・施設や人材、事業内容、資金等の事前協議
- ・事業主体による事業計画の策定
- ・入居者の募集、希望者に対する事前説明





④事業の推進

- ・施設整備
- ・各種サービス及びプログラムの提供

⑤事業者に対する支援及び指導・監督

- ・事業者の公益事業への支援
- ・事業計画の執行・管理

## 6 スケジュール

|              | 平成28年度                                                                                                                                                                                                                                               | 平成29年度                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成30年度 | 平成31年度                                                                                                                                                                   | 平成32年度 |  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|
| 基本計画の策定      |  <ul style="list-style-type: none"> <li>■基本コンセプト及び具体像の設定</li> <li>■求められる要件の整理(共通必須項目、選択項目)</li> <li>■立地想定場所と整備の方向性</li> <li>■事業の推進体制</li> <li>■スケジュールの設定</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                         |        |                                                                                                                                                                          |        |  |
| 基本計画の推進      |                                                                                                                                                                                                                                                      |  <ul style="list-style-type: none"> <li>■「妙高版生涯活躍のまち」の普及啓発</li> <li>■勉強会の開催</li> <li>■庁内における情報共有・各種協議</li> <li>■推進協議会の設置・運営</li> </ul>                                |        |                                                                                                                                                                          |        |  |
| 事業計画の策定(事業者) |                                                                                                                                                                                                                                                      |  <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業主体の選定</li> <li>■地元検討組織の立ち上げ</li> <li>■施設や人材、事業内容、資金等の事前協議</li> <li>■事業主体による事業計画の策定</li> <li>■入居者の募集、希望者に対する事前説明</li> </ul> |        |                                                                                                                                                                          |        |  |
| 事業の推進        |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |        |  <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設整備</li> <li>■各種サービス及びプログラムの提供</li> </ul> |        |  |

【計画実現に向けた段階的な市の支援策】

①移住者の誘致【ステップ1】

| 支援の項目         | 支援内容                                                                                                                                                                                                                                              | 今後の取り組み・アイデア                                                                                     | 担当課   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 観光地魅力創造事業     | <p>妙高観光推進協議会（妙高版DMO）を中心に、マーケティングやその分析結果に基づいた誘客戦略の策定をはじめ、各種誘客事業を行い、四季を通じて魅力ある観光地づくりの促進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベントやスキーを活用した誘客促進キャンペーン事業</li> <li>・県観光協会や県スキー観光産業振興協議会とのタイアップ誘客事業</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム（CRM）を活用した会員登録者数の増加に向けた情報発信による観光誘いの強化</li> </ul> | 観光商工課 |
| 健康保養地づくり推進事業  | <p>妙高高原体育館を拠点とした、健康保養地プログラムの普及・促進によるヘルスツーリズムの推進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妙高型クアオルトホームページの作成</li> <li>・友好都市からの健康ツアーの開催（観光商工課：友好都市交流事業と連携）</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム（CRM）を活用して健康保養地プログラム等の情報発信の強化</li> </ul>         | 健康保険課 |
| 妙高ふるさと暮らし応援事業 | <p>移住希望者の総合的な相談窓口の充実や首都圏で開催される移住・定住イベント等で情報提供などによる移住定住の促進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏での移住・定住相談会やセミナーへの出展</li> <li>・空き家見学ツアーの開催と参加者に対する宿泊費助成</li> <li>・空き家登録物件の確保のための周知・PR</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家登録物件の確保・売買・賃貸、移住相談対応、お試し居住の実施、移住者コミュニティの創設</li> </ul> | 建設課   |
| 都市と農村交流推進事業   | <p>都市と農村との交流人口を拡大していくため、教育体験旅行を中心とした誘致活動や交流イベントを実施</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体と連携した教育体験旅行などの誘致活動の実施</li> <li>・クラインガルテン妙高を通じた妙高暮らしの提供</li> <li>・空き家見学ツアーにおいて、野菜の収穫やスゲ細工など、農村体験の提供（建設課：妙高ふるさと暮らし応援事業と連携）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏から参加者を募り、農家応援ツアーの実施の検討</li> </ul>                     | 農林課   |

| 支援の項目                   | 支援内容                                                                                                                                                                                                                          | 今後の取り組み・<br>アイデア                                                              | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 住宅取得等<br>支援事業           | <p>移住者の住宅・土地取得や増改築に対する支援を推進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得支援：最大交付額（新築・建売 200 万円 中古 70 万円）</li> <li>・増・改築等支援：最大交付額（50 万円）</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や移住者の住宅・土地取得や増改築に対する支援強化</li> </ul> | 建設課 |
| U I ターン<br>促進住宅支<br>援事業 | <p>市外からU・Iターンにより妙高市に転入し、市内企業等に就労して、民間賃貸住宅等に入居するかたに対し、家賃及び契約時初期経費の一部を支援</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業PRの実施</li> <li>・家賃及び契約時初期経費の一部を支援（月額家賃：補助率 1/3・限度額 1 万 5 千円、初期費用：補助率 2/3・限度額 12 万）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外からU I ターン者に対する支援強化</li> </ul>       | 建設課 |

## ②移住者への支援【ステップ2】

| 支援の項目         | 支援内容                                                                                                                                                                                                                                                                     | 今後の取り組み・<br>アイデア                                                                                              | 担当課   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 就労支援事<br>業    | <p>就職希望者、就労者を対象に各種支援を行い、この地域で働きやすい環境を整えとともに、市内企業への就職により定住を促進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得に係る受験料等の一部を助成（受験料・受講料の 1/2 以内・限度額：3 万円）</li> <li>・ふるさと就職支援資金貸付（就職に必要な資金の貸付（単身：限度額 150 万円、家族：限度額 250 万円）</li> <li>・ジョブ・ウォッチング（企業見学）の開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住定住者に向けた支援強化</li> </ul>                                              | 観光商工課 |
| 担い手確保<br>支援事業 | <p>農業の中心を担う、新たな担い手の掘り起しや多様な人材の活用を推進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年就農支援事業（経営開始型）</li> <li>・新規就農給付金事業（市単独事業）（就農直後から最長 5 年。給付金を給付。限度額 75 万円）</li> </ul>                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農を目指す者に資金支援強化</li> <li>・上越地域振興局、J A と連携し、営農計画作成や技術指導の推進</li> </ul> | 農林課   |

| 支援の項目        | 支援内容                                                                                                                                                                                                     | 今後の取り組み・アイデア                                                                                                       | 担当課   |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 健康保養地づくり推進事業 | <p>新たにオープンする妙高高原体育館を拠点に実施する「健康保養地プログラム」の市民への普及を進め、健康寿命の延伸を推進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妙高高原体育館を拠点に実施する健康保養地プログラムの市民への普及・啓発</li> <li>・宿泊型新保健指導「妙高高原健康ツアー」の実施</li> </ul>      | <p>移住された方を対象に市内見学や地元食材の紹介、参加市民との交流等を含めたプログラムを作成・提供</p>                                                             | 健康保険課 |
| 生涯学習推進事業     | <p>市民や社会のニーズに応じた学習機会の充実と、学び続けることができる環境づくりを推進</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」による講座の開催</li> <li>・学習講座情報の効果的な発信</li> <li>・学習成果を活かすための子縁人材活用制度等への登録の呼びかけ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」の充実（学び＋起業・就労を一元化したプログラムの作成）</li> <li>・人材バンクの構築</li> </ul> | 生涯学習課 |

### ③地域包括ケアシステムとの連携支援【ステップ3】

| 支援の項目  | 支援内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 今後の取り組み・アイデア                                                                                                                 | 担当課   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 地域支援事業 | <p>介護予防・日常生活支援や地域包括支援センターによる総合相談支援<br/>高齢者が要介護状態にならないよう予防するとともに、要介護認定者にあつては、その状態を維持・改善し、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康長寿！『目指せ 元気100歳』運動の実施</li> <li>・温泉健康教室の実施（妙高高原体育館を活用した健康保養地プログラムを実施）</li> <li>・高齢者介護予防訪問の実施</li> <li>・地域の茶の間の推進</li> <li>・介護予防サポーター（市民ボランティア）の養成・育成の実施</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> <li>・各種相談窓口の設置（地域包括支援センター、各支所に相談窓口）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者を対象にした有償ボランティア（介護予防サポーター）の養成</li> <li>・養成後は、総合事業における住民主体型訪問サービス等で機会の創出</li> </ul> | 福祉介護課 |

| 支援の項目          | 支援内容                                                                                                                                                                                                                                                               | 今後の取り組み・アイデア                                                                             | 担当課   |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 地域医療体制確保事業     | <p>安心して医療サービスを受けられるよう、市内病院の医療体制や設備の充実と広域的な救急医療体制の確保</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保に向けた大学医学部や病院などへの要望活動</li> <li>・公的病院等運営費補助</li> </ul>                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保の取組を継続</li> </ul>                            | 福祉介護課 |
| 地域安心ネットワーク推進事業 | <p>ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの支援が必要なかたが安全・安心な日常生活を営めるよう、地域コミュニティや社会福祉協議会などが連携し、全ての自治会で取り組まれている見守り体制の充実・強化</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りネットワークの充実・強化</li> <li>・支援が必要なかたの情報を把握し、関係機関との情報共有や連絡体制を強化</li> <li>・地域ごとに見守り・支援を担う地域連携会議の開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯活躍のまちによる入居者」への支援の在り方を今後検討する。</li> </ul>       | 福祉介護課 |
| 介護給付事業         | <p>要介護認定者に対する各種介護サービスの提供により、状態の維持・改善や生活支援</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護サービス給付費（要介護認定者の状態の維持・改善や在宅生活支援、介護者の負担軽減を図るために介護サービスを提供）</li> <li>・施設介護サービス給付費（在宅生活が困難な要介護1～5のかたを施設において介護することで、安心した生活を提供）</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯活躍のまちによる入居者」への支援の在り方を今後検討する。</li> </ul>       | 福祉介護課 |
| 障がい者自立支援事業     | <p>障がい者や難病患者の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者ニーズに基づいた生活用具の支給や各種サービスを提供</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の人材確保のための養成講座の開催</li> <li>・障がい者の余暇活動及び社会参加を目的とした講座を開催</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者のスキルや経験等を活かし、障がい者の就労支援事業に関わる仕組みの検討</li> </ul> | 福祉介護課 |

